

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 2 0 号	受理年月日	令和3年5月17日
件 名	安城市自治基本条例から第10条、第11条及び第15条1項と2項を削除することを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市は令和2年12月議会において、白山松美議員の一般質問で、自治基本条例の中で第10条(議会の責務)と第11条(議員の責務)以外で、10の条文を市長の事務ではないとしました。それらの中に第15条1項及び2項(コミュニティ)がありました。</p> <p>条例は、憲法第94条にて『地方公共団体は、(中略)法律の範囲内で条例を制定することができる』とあります。また、地方自治法第14条1項に『普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる』とあり、同法第2条第2項は『普通地方公共団体は、地域における事務を処理する』とあります。</p> <p>つまり、地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて、地域における事務の処理に関し、条例を制定できるのです。</p> <p>また、地方自治法第147条に『普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する』とあることから、安城市は市長を代表とした普通地方公共団体であり、その普通地方公共団体、つまり安城市が定め、さらに執行機関が所管する条例の責任者は市長になります。</p> <p>つまり、条例は市長の事務の範囲内になければいけません。</p> <p>さらに、同法同条第2項に『普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、(中略)条例によらなければならない』とあります。</p> <p>本条文は、法律は国が国民を律するものであるように、条例は地方公共団体が住民を律するものであることを定めています。これは、条例が日本の法体系の一角を成すものであることから、当然の理屈を表しています。</p> <p>そして、その地方公共団体を統括し、代表するのは首長(市長)です。</p> <p>これはあり得ないことですが、自治基本条例について、市は作成段階から去年の改正前まで『市の憲法』としてきました。つまり、本条例は、国民が国を律する『憲法』の視点で作られてきた経緯から、現在においても、憲法と法律・条例を混同した誤った認識を持っている議員も多いように思えます。実際、本条例は条例として多くの問題があり、疑問を持たざるを得ません。その1つを本請願で指摘していますが、自治基本条例に議会、議員、コミュニティの条文があることは明確に憲法と地方自治法に違反していると考えます。</p>		

以下6つの質問に、法的根拠を示し、詳しく論理的な説明をお願いします。

- 1 なぜ市長の事務ではないものを条文にできるのですか？
- 2 義務を課し、又は権利を制限するものではない事からを法令とすることができる法的根拠は何ですか？
- 3 そもそも、義務を課し、又は権利を制限するものではない事からを法令とすることは、法令の根本を否定するのみならず、法令にする必要すらないのではないですか？
- 4 自治基本条例の中で、市長の事務ではない条文が10もあることは、条例としてふさわしいことでしょうか？
- 5 自治基本条例、及びその中の市長の事務ではない10の条文は、いったい誰がその責任者で、誰が住民に義務を課し、又は権利を制限する権限をもっているのでしょうか？
- 6 令和3年3月議会で、市長は議会の法令遵守について、条文にある議会に申し入れ、及びお願いすらできないといった主旨の答弁があり驚きましたが、市長と議会はそこまで殺伐とした関係なのですか？

要

請願事項

旨

まずは上記請願の趣旨にある1～6に、法的根拠を示し、詳しく論理的な説明をお願いします。

そして、自治基本条例から第10条、第11条及び第15条1項と2項を削除することを求めます。

もし、本請願に賛同いただけない場合は、その根拠を法的、論理的かつ具体的に説明していただくことを求めます。

なお、ご質問がある場合は、より正確にお答えしたいと思いますので、付託される委員会日の5日前までにご連絡いただければ幸いです。